

障害者個別避難計画 Q & A

R7.11.17 現在

項目	番号	質問	回答
1 計画作成に関する事	作成対象について		
	1-1	個別避難計画の作成対象者の要件は何か。	障害福祉サービス利用者のうち、次の(1)あるいは(2)に該当する方に対し、優先度を定めて作成を進めています。 (1)障害支援区分4から6の方 (2)移動に関するサービス(移動支援・同行援護・行動援護)の利用者 なお、優先度とは、単身世帯、日中のみ独居の方や、障害者や高齢者のみの世帯としており、障害支援区分が重度の方から優先して作成しております。 また、(2)の「移動に関するサービス(移動支援・同行援護・行動援護)の利用者」とは、支給決定された方となります。
	1-2	作成のタイミングで対象者の方にお知らせや通知文を発送するのか。	個別避難計画は、平時から対象者本人の生活面で関わりがあり、本人の状況をよく把握されている相談支援専門員の皆様に、研修会等を通じて、サービス等利用計画の作成に併せて、個別避難計画の作成支援に関する御協力をお願いさせていただいているところです。 そのため、個別通知を想定しておらず、相談支援専門員の皆様のご説明の際に、使用していただけるよう、説明用チラシを市ホームページ、障害福祉サービスかながわに、様式とともに掲載しております。
	1-3	共同生活援助は個別避難計画を作成しなくても良いか。	今回の制度は、在宅の障害者の方を対象としています。共同生活援助や施設入所、療養介護の方については、現時点では作成を予定していません。障害福祉サービスの利用時の避難行動については、あくまで当該事業所が責任をもって行います。
	1-4	居宅介護・行動援護・同行援護事業所は、避難計画を作成できるのか。	災害時個別避難計画作成業務の手引きに記載してありますが、個別避難計画を作成することができるのは、【要支援者のサービス等利用計画の作成を担当している方】となります。そのため、個別避難計画の作成者は、計画相談を実施している指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や、セルフプランの作成支援をしている障害者相談支援センターや、サポートプランの作成をしている事業所となります。

項目	番号	質問	回答
1 計画作成に関すること	1-5	医療的ケア児者については、相談支援専門員としては、どのように担当している利用者に対応したらよいのか。	医療的ケア児・者として個別避難計画を作成する対象は、65歳未満で、以下に該当する方となります。 ① 人工呼吸器、② 在宅酸素療法、③ 経管栄養（持続ポンプ）④ 中心静脈栄養 まずは、対象かどうかの確認のため、対象者の居住区を管轄している拠点にご連絡ください。 ●川崎・幸・中原・高津区：総合リハビリテーション推進センター（223-6973） ●宮前・多摩・麻生区：地域相談支援センターそれいゆ（281-0037） ・上記に該当する医療的ケア児・者の個別避難計画には【個別避難計画様式＋別紙】の作成が必要です（※「別紙」は市ホームページを確認ください）。 ・相談支援専門員が計画相談を実施している方については、平時の状況をよく理解していることから、医療的ケア児・者等支援拠点と同行訪問し、相談支援専門員が個別避難計画の両面を作成します。 ・電源を必要とする医療機器や蓄電池等の発災時への備えを確認・整理するため、先述の通り個別避難計画のほかに別紙の作成が必要となります。別紙は医療的ケア児・者等支援拠点と連携して作成します。 ・作成した個別避難計画と別紙は、相談支援事業所が市に提出することとしております。
	作成支援について		
	1-6	サポートプランの人については、誰が作成するのか。	現時点ではサービス等利用計画の作成者が個別避難計画を作成することを想定しています。そのため、サポートプランの方については、サポートプランを作成した福祉事業所を想定しています。
	1-7	相談支援センターが関わっている方で、日中通所施設に通い、グループホームに住み、行動援護を利用している方については、避難計画はどの事業所が作成するのか。	個別避難計画はサービス等利用計画の作成者が作成することとしていますが、前提として在宅の障害者に対して作成します。そのため、グループホームや施設入所、療養介護の方については、現時点では作成を予定していません。障害福祉サービスの利用時の避難行動については、あくまで当該事業所が責任をもって行います。
	1-8	単身で身寄りがない場合、災害時個別避難計画はどのように作成すればよいのか。親族も友人もない場合、災害発生時は誰に連絡をすればよいのか。	単身で身寄りがない場合であっても、可能な限り自助や互助を踏まえた計画を作成してください。その中では障害福祉サービス等の緊急利用もひとつの手段になると考えられます。 また、災害発生時の安否確認者について、身寄りのない方については、対応可能な範囲において、災害時個別避難計画を作成した相談支援事業所にもお願いしております。

項目	番号	質問	回答
1 計画作成に関する事	1-9	自力で避難所に行けない人に対しての協力者をどのように見つけたらよいのか。	自助や互助の観点から、同居の家族以外にも近隣の親族や知人等との関係づくりに平時から取り組んでいただき、災害に対する事前の備えをお願いします。 自助・互助が不足している場合には、計画書の作成を通して、本人や家族に気づいてもらい、将来に向けて自分達で出来ることを意識してもらうことも大切です。
	1-10	市に提出された計画は、どのように保管されているのか。 また更新について、どのようにしているのか。	提出された個別避難計画については、区役所（高齢・障害課）及び健康福祉局（危機管理担当）にてデータ保管しております。 計画相談支援事業所が作成した方については、障害福祉サービスの期間更新時期である要支援者の誕生月を目途に、個別避難計画の記載内容を確認し、更新作成することとしております。 セルフプランの方については、原則として毎年、障害福祉サービスの期間更新時期に併せて、ご本人またはご家族により個別避難計画の記載内容の確認をお願いしております。なお、記載内容について、居所の変更や避難場所、避難方法又は避難支援者等の変更等、変更内容が重大なものである場合には、変更内容を記載して、各区役所高齢・障害課までご提出をお願いしております。 また、障害支援区分の認定期間更新に併せて、記載内容に変更がないか、ご本人またはご家族に更新のご案内を送付させていただいております。

項目	番号	質問	回答
1 計画作成に関すること	1-11	どこから相談支援事業所に作成依頼がくるのか。	各作成支援者において、下記に該当する対象者の作成支援を進めていただくことになりま すので、事業所に対する個別の作成依頼はしておりません。 また、個別避難計画作成支援者は次のとおりです。 (1)相談支援専門員 要支援者に対して計画相談支援を実施している指定特定相談支援事業所や障害者相談 支援センターの相談支援専門員が、サービス等利用計画の作成時に個別避難計画に関 する制度案内や計画の作成支援を実施します。 (2)セルフプラン作成支援者 サービス等利用計画のセルフプラン作成支援を実施している者が、セルフプランの作成支 援時に個別避難計画の制度案内や作成支援を実施します。具体的には、サポートプラン の作成者や相談支援センターにおいてセルフプラン作成支援を実施している場合等が想 定されます。また、令和6年度より作成支援業務の一部を委託し、福祉専門職を作成支援 員として派遣しております。
	1-12	ロングショートを利用されている方への個別避難計画はどのように作成すれ ばよいか。	当該ケースが個別避難計画の作成対象者の要件(1-1参照)に該当する場合は、他の ケースと同様に自宅を想定して計画を作成してください。 計画を作成する際には、ロングショート利用時に発災した場合の安否確認の方法や避難 方法についても、本人・家族・当該事業所等と確認をしてください。 なお、障害福祉サービスの利用時の避難行動については、あくまで当該事業所が責任を もって行います。

項目	番号	質問	回答
1 計画作成に関する事	計画の目的と責任について		
	1-13	個別避難計画を作成した場合、作成者がその対象者の避難行動等に責任をもつのか。	個別避難計画は、本人や家族と作成者が皆で相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、法的な義務や責任は負いません。あくまで、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとしています。
	1-14	避難行動に関する直接支援や災害時の支援に関して、作成者および、緊急連絡先に記載された人が、対応しなければならない義務付けや法的拘束力、罰則がある等はないか。その文面も別途、契約時、作成時の同意の過程において、当該自治体部署から書面で、市民や要援護者に対して紙面が出るか。	個別避難計画は、本人や家族と作成者が皆で相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、義務や法的拘束力、罰則等はありません。あくまで、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとしています。
	請求関係について		
	1-15	個別避難計画の様式は全て記載しないと、作成費の請求ができないのか。	個別避難計画は、本人や家族と作成者が皆で相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため記載できない内容があったとしても、それは『検討した結果、記載できなかったことが判明した。』ことであり、作成作業は完了したものとして考えます。そのため、作成費に関しては、請求することができます。
	1-16	個別避難計画の新規作成のタイミングは、サービス等利用計画の作成時だけではなく、モニタリング時に合わせて作成することを認めてもらいたい。	個別避難計画の新規作成のタイミングについては、原則、誕生月のサービス等利用計画の作成に合わせて作成することとしており、更新についても同様に、サービス等利用計画の作成時に合わせて、要支援者の誕生月を目途に作成することとしております。なお、作成を誕生月に必ずしも限定するものではなく、その他の時期に作成することも可能です。
	1-17	作成費の請求タイミングが年2回となっているが、新規と更新で年度2回作成すると、2回分請求できるか。	原則、誕生月のサービス等利用計画の作成時に合わせて、個別避難計画を作成及び更新することを想定しており、年度内に、新規作成及び更新又は変更により2度作成したとしても、作成費は7,000円のみ、年度1回の請求となります。
	1-18	区分1～3の方の避難計画を作成した場合は請求できるか。	個別避難計画の作成費については、川崎市障害者災害時個別避難計画作成事業実施要綱第2条に定められた対象者に対して、個別避難計画を作成したことの対価として、川崎市障害者災害時個別避難計画作成事業事務取扱要領第9条に基づき、個別避難計画の作成費用を請求できるものとなります。そのため、個別避難計画作成対象者以外の方に対する計画作成したことの対価として、費用請求することは難しいものです。

項目	番号	質問	回答
1 計画作成に関すること	その他		
	1-19	作成した災害時個別避難計画は、実際の災害時にはどのように活用されるのか。	計画書は、自らの避難行動をあらかじめ想定するものであるため、計画書の内容を踏まえて避難行動を取ることが望ましいと考えます。また、発災時には法令上、同意なく地域に情報提供できるため、安否確認等に活用することが想定されています。
	1-20	本人や家族等からの聞き取り時や災害時個別避難計画への記載時に工夫すると良い点は何かあるか。	防災の基本は【自助】であり、個別避難計画は、本人や家族が中心となり、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため、できる限り、本人や家族が可能な自助や互助を中心に聞き取りをしてください。また、自助・互助が不足している場合には、本人や家族に気づいてもらい、将来に向けて自分達で出来ることを意識してもらうことも大切です。
	1-21	災害時要援護者避難支援制度と災害時個別避難計画は、実際にはどのようにリンクするのか。	個別避難計画は、災害時に自ら避難することが難しい高齢者、障害者等が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する(自助)、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画であり、よりよい避難を実現しようとする趣旨のものです。 災害時要援護者避難支援制度とは、災害時に自力で避難することが困難で、在宅で生活している高齢者や障害のある方など災害時要援護者の方々のうち、地域への情報提供に同意される方々から、名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制づくりを進める制度です。 上記のことから、両制度の目的が違うため、連携するものではありませんが、個別避難計画は法令上、本人の同意なく地域に提供できることとなっております。
	1-22	計画作成事業者が計画を作成する際の疑問点や不明点について、どこの窓口にお問い合わせをすればよいか。	各区高齢・障害課に個別避難計画の作成を担当する会計年度任用職員が配置されております。必要に応じて、適切な部署へお繋ぎいたします。防災の制度に関する御質問については、各区の危機管理担当においてもお答えしております。 また、作成に係る相談窓口を設置(本市が委託)し、電話またはメールでの問い合わせに対応しております。 電話:0120-520-290(受付時間:9時~17時) メール:kawasakils@pasona-lc.co.jp

項目	番号	質問	回答
2 様式に関する事	2-1	災害時個別避難計画書の様式について ①「緊急時の支援の有無」とは、同居者等が、緊急時に本人のことを支援できるかどうかということか。もしくは、同居者等を支援してくれる人が他にいるかどうかということか。 ②「緊急時」とは、災害発生時や直後の想定か、もしくは、発生後数日から1週間程度の想定か。 ③「緊急時の連絡者」とは、本人または同居者等が緊急時に誰に連絡をするかの確認か、もしくは、本人が通所先等で被災した際に、支援者が誰に連絡をするかの確認か。	①については、同居者等が緊急時に本人の支援や安否確認が可能かどうかということです。 ②については、緊急時とは災害発生時や直後を想定しています。 ③については、本人と緊急時に連絡を取り合える方を想定しています。

項目	番号	質問	回答
3 同意（書）に関する事	3-1	作成対象者であるが災害時個別避難計画の作成を拒否され同意書がもらえない場合はどうしたらよいか。	本制度は、本人の同意の下で、作成支援をすることとされているため、制度の趣旨を御説明していただいた上で、本人から同意が得られない場合、作成しないものとなります。
	3-2	同意書については、チェック項目をすべて満たさない場合でも、計画作成は実施するのか。	同意書の書式を変更し、内容は ①計画作成に関する同意 ②川崎市の関係部署及び福祉関係者への情報提供の同意 以上の2点になっております。 そのため、①の同意があれば、個別避難計画の作成は実施することが出来ます。
	3-3	同意書にある代理人は法定代理人か。	代理人については、任意代理人を想定しています。
	3-4	同意書の署名欄は誰の氏名を記載するのか。	署名した方本人の氏名を記載してください。そのため、代理人が署名した場合は、代理人氏名を記載してもらいます。
	3-5	マンションの管理人の連絡先や別居の親族の連絡先等を災害時個別避難計画に記入する場合、本人や同居人等からの同意のみで記入をしてよいものなのか。仮に、管理人や別居の親族からの同意が必要だとすると、計画作成者が同意を取るのか。	計画作成の同意は本人のみとなるため、計画書に記載された個人情報については、外部には提供いたしません。あくまで、個別避難計画を作成したことについてのみ、外部に提供することになります。

項目	番号	質問	回答
4 避難所に関する事	4-1	福祉避難所が水害で家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)など、自宅より危険である場合、福祉避難所を紹介提案することが難しいように思われる。他に避難する場所を検討しているか。	状況に応じた避難を検討することが必要なことから、自宅が安全な場合、在宅避難も想定されます。その上で、その他避難先となり得る場所について、御本人や御家族と御検討ください。
	4-2	区分5の方について、避難所の利用は、避難所のみで二次避難所(福祉避難所)を利用することはできないのか。	二次避難所(福祉避難所)の利用に関して、障害支援区分による制限はありません。二次避難所(福祉避難所)は、避難所での避難生活に何らかの特別な配慮を要する要援護者が対象となります。二次避難所の詳細は、災害時個別避難計画作成業務の手引きに記載しています。
	4-3	避難所の要配慮スペースを優先的に使わせてもらうことはできるのか。	災害時の状況にもよるため、必ず優先されるわけではないですが、要配慮スペースが必要な場合は、避難所の受付で要配慮スペースへの避難希望についてお伝えください。要配慮スペースの詳細は、災害時個別避難計画作成業務の手引きに記載しています。
	4-4	災害発生時に、避難所のリアルタイム情報(避難者数、食料備蓄数、障害者等の受け入れ状況など)はどのように入手すればよいか。	市HP等で入手できるのは、避難所の開設情報のみとなります。避難者数等は避難所へ直接確認していただく必要があります。

項目	番号	質問	回答
4 避難所に関する事	4-5	各避難所の詳細情報(車椅子でのトイレ利用、おむつ替えスペースの有無、ペットの受け入れ等)はどのように入手すればよいか。	各区役所の危機管理担当にお問い合わせください。
	4-6	①二次避難所(福祉避難所)の場所や開設のタイミング、具体的な運用状況がどのようになっているか確認したい。 また、二次避難所(福祉避難所)の情報はどのように入手するのか。 ②本人や家族等に対して、積極的に勧めてもよいものなのか。市民への周知方法はどのようになっているか。	①川崎市における二次避難所については、本市と社会福祉法人等が、「災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」によって、二次避難所としての使用について協定を締結した社会福祉施設等及び本市の指定した市営施設としております。 なお、近年は自然災害が大規模化・激甚化する傾向にあり、発災直後は、福祉施設の入所者や施設の安全確保が最優先であること、施設が被災する可能性もあり得ることなどから、二次避難所への直接避難を想定しておらず、個別の施設名は公表しておりません。 ②現在二次避難所として公表しているのは、南部、中部、北部のリハビリテーションセンターのみとなります。避難先として検討する場合、まず避難所に避難することとなります。 二次避難所の詳細は、災害時個別避難計画作成業務の手引きに記載しています。
	4-7	きょうだいのケースで、例えば、兄が区分6、弟が区分5または4の場合、兄は二次避難所(福祉避難所)の利用ができ、弟は利用ができないのか。支援できるのは母親のみで他に協力者はいない。	二次避難所(福祉避難所)について、障害支援区分による制限はありません。また、同一世帯で、配慮が必要な方が複数いる場合に、世帯として、同一の二次避難所への避難調整することが想定されます。

項目	番号	質問	回答
5 災害に関する事	5-1	マイタイムラインの川崎専用書式データ(エクセル等)はあるか。	川崎市のホームページで【マイタイムラインをつくろう】と検索していただければ、書式等が出てきます。
	5-2	ハザードマップの情報が更新されるタイミングや頻度はどのくらいか。また、更新情報はどのように入手すればよいか。	各区役所の危機管理担当にお問い合わせください。
	5-4	災害時を想定して計画を作成する際に、在宅避難、親戚・知人宅への避難、避難所の優先順位はあるか。	一概に優先順位を決めることはできないことから、状況に応じた避難について、御本人やご家族と検討をお願いいたします。
	5-5	地域の自治会の活動状況、防災の取組等の情報を入手するにはどうしたらよいか。	各区役所の危機管理担当にお問い合わせください。
	5-6	災害時に利用可能なサービス(インフォーマル含む)はどのようなものがあるか。 災害時に介護タクシーはどの程度利用できるのか、電力の供給状況はどうなるか等についても確認したい。	災害時におけるインフラ状況の確認等につきましては、市や電力会社等から公表される情報をご確認ください。
	5-7	災害時には、どの機関が一番に対応するのか。	災害の種類・状況により異なりますが、危機管理本部が災害の規模に応じて、災害対策における本部を設置し、各分野における災害対応を各部署で行う形になります。